公益財団法人　日本ライフセービング協会

JLA 競技規則　認定審判員ユニフォーム規則

（目　的）

第１条　本規則は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）が定める「コンペティション・ルールブック（JLA 競技規則)」に基づき、指定する認定審判員ユニフォーム（以下「ユニフォーム」という）について着用等必要な事項を定め、その遵守をはかることを目的とする。

（着　用）

第２条　本協会が主催及び認定する競技会に審判員として参加する者は、定められたユニフォームを着用することが義務付けられる。

２　認定審判員は、本協会が主催及び認定する競技会、その他本協会が認めた場以外でユニフォームを着用してはならない。

（ユニフォームの種類）

第３条　着用するユニフォーム及び必需品は以下の通りとする。

(1) 帽子（屋内競技会は除く）
(2) 審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ）
(3) 審判員ユニフォーム下衣（短パン）
(4) 靴（屋外競技会は除く）
(5) 防寒具（必要に応じて）
(6) ウェットスーツ（IRB ジャッジ、マネキン設置担当審判員、その他は必要に応じて）
(7) 認定審判員証
(8) 笛
(9) 筆記用具

２　前項(2)の上衣（ポロシャツ）のみ、役職別に色で区別をする。

(ア) 上訴委員：緑
(イ) チーフレフリー/デピュティーチーフレフリー：紺
(ウ) セクショナルレフリー：赤
(エ) その他の審判員：白
(オ) コンペティター・リエゾン・オフィサー：黄

（ユニフォームの手配）

第４条　全ての認定審判員は、第３条(1)帽子、(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白)、(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）を購入または借用等により手配をする。ただし、本協会による貸し出しは行わない。

２　各役職の職務に就き、別色の審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ）が必要であると競技審判委員会が判断した際は、職務に就く際に必要に応じて本協会より支給される。

３　次に示す要件の全てを有し、認定審判員資格を継続している者は、第３条(1)帽子または(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）のどちらかを選択し、申請することで支給を受けることができる。

(1) 資格登録費を入金していること
(2) 本協会主催または認定する競技会の活動履歴が累計 20 回以上であること（活動履歴

のカウント方法は認定審判員規程細則第３条による）

４　３による支給は何度でも受けることができる。但し１回の申請時に支給されるのは第３条(1)帽子または(2)審判員ユニフォーム上衣（ポロシャツ：白）のどちらか１つまでとする。また次回の申請は、申請した後の活動履歴が通算 20 回以上であること。

５　B 級認定審判員昇格時には、第３条(3)審判員ユニフォーム下衣（短パン）を支給する。

（ユニフォームの申込）

第５条　JLA オフィシャルアイテムサイトにて審判員用ユニフォームの申込ならびに購入をすることができる。

２　第４条３及び４の申請については、「認定審判員ユニフォーム支給申請書」に必要事項を記載し、提出する。申請期間については、毎年４月１日から４月 30 日までとする。

（改　廃）

第６条　本規則の改廃は、本協会ライフセービングスポーツ本部長及び副本部長の承認を経てこれを行う。

附　則

本規則は 2019 年４月１日から施行する。

改正（第２号）は 2019 年４月 20 日から施行する。

改正（第３号）は 2019 年９月 28 日から施行する。

改正（第４号）は 2021 年 12 月 19 日から施行する。

改正（第５号）は 2023 年３月 20 日から施行する。